

## 第5編 緊急対処事態への対処

### 第1章 緊急対処事態への対処

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととされており、その取扱い上の留意すべき点について以下のとおり定める。

〈本部事務局、各部〉

#### 1 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

なお、緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

#### 2 赤十字標章等の標章の取扱い

赤十字標章等及び特殊標章等は、国際的な武力紛争において使用されるものであることから、武力攻撃事態等における赤十字標章等の標章に関する国民保護法の規定は、国際的な武力紛争ではない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

#### 3 国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした国民経済上の措置に関する国民保護法の規定(生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定)は、長期にわたるものと想定していない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

#### 4 内閣総理大臣の指示及び代執行に関する取扱い

地方公共団体の長等に対して内閣総理大臣が指示権等を行行使する必要がある状況は、武力攻撃事態等ではない緊急対処事態においては想定しにくいものであり、内閣総理大臣の指示・代執行権に関する国民保護法の規定は、緊急対処事態においては準用されていないので留意する。

## 5 平時の準備に関する取扱い

緊急対処事態においては、武力攻撃事態への備えとして行われる備蓄や避難施設等を活用することとし、備蓄や避難施設等の平時における備えに関する国民保護法の規定は、緊急対処事態においては準用されていないので留意する。